

草津市公報

発行日 令和2年7月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 12 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議事庶務課）……………2

◎ 規 則

草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則（子ども・若者政策課）……………2
 草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（職員課）……………2
 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）……………3
 草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）……………4

◎ 告 示

生活保護法第54条に基づく介護担当機関の指定について（生活支援課）……………5
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護担当機関の指定について（生活支援課）……………6
 草津市就労支援事業推進会議設置要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）……………6
 公金の収納事務の委託について（長寿いきがい課）……………7
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について（生活支援課）……………7
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定について（生活支援課）……………7
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について（生活支援課）……………7
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定について（生活支援課）……………8
 公示送達について（税務課）……………8
 草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱（税務課）……………9
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関指定廃止の届出について（生活支援課）……………10
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関指定の廃止の届け出について（生活支援課）……………11
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について（生活支援課）……………11
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定について（生活支援課）……………11
 草津市住民交流啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱（人権政策課）……………11

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………12

草津グリーンスタジアムスコアボード改修工事の実施について（公園緑地課）	13
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	14

◎ 選挙管理委員会告示

選挙管理委員会委員長の就任について	15
選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について	15
50分の1、6分の1および3分の1の数について	15
選挙人名簿抄本の閲覧状況について	15
草津市長選挙における選挙運動に関する収入および支出の報告書の要旨の公表について	16

◎ 監査委員告示

令和2年度監査結果の公表について	16
------------------	----

◎ 訂 正

草津市公報第7号の訂正	18
-------------	----

条 例

草津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月5日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第20号

草津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

草津市政務活動費の交付に関する条例（平成13年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和2年度の政務活動費の返還の特例）

3 会派は、令和2年度の政務活動費の返還について、第8条の規定にかかわらず、年度の途中において執行の見込みがなくなったものについては返還することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年6月5日揭示済み）

規 則

草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月4日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第55号

草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

草津市児童育成クラブ条例施行規則（昭和61年草津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

(3) 天災その他の事由により第2条に規定する開設時間が著しく減少した期間に入会していた児童に係る保育料 開設時間が減少していなかったと仮定した場合の開設時間と当該期間における開設時

間を基に時間割によつて計算した額

第9条第2項中「により日割計算」を「の計算」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年6月4日揭示済み）

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月5日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第56号

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の給与に関する規則（昭和40年草津市規則第12号の2）の一部を次のように改める。

第19条の2第1項第3号中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき」を「（これらの期間の初日に属する月または翌月に復職し、または職務に復帰することとなる場合を除く。）」に改め、第22条の4第2項中「場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、」を「場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、」に改める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の草津市職員の給与に関する規則第19条の2第1項第3号に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年草津市条例第18号）第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、または法第29条の規定により停

職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

(令和2年6月5日揭示済み)

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月10日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第57号

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則（平成27年草津市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条を第8条とする。

第6条中第1項各号別記以外の部分中「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額の日割り計算）

第6条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第58条第4号に規定する事由のあった月の利用者負担額は、第3条第1項第3号、同項第4号、同条第2項、第4条第1項第3号、第5条第1項第1号および同項第3号の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に、25日を基礎として日割りによって計算して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

別記様式第1号中「（第6条第1項第1号関係）」を「（第7条第1項第1号関係）」に改める。

別記様式第2号中「（第6条第1項第2号関係）」を「（第7条第1項第2号関係）」に改める。

別記様式第3号中「（第6条第1項第3号関係）」

を「（第7条第1項第3号関係）」に改める。

別記様式第4号中「（第6条第1項第4号関係）」を「（第7条第1項第4号関係）」に改める。

別記様式第5号中「（第6条第2項第1号関係）」を「（第7条第2項第1号関係）」に改める。

別記様式第6号中「（第6条第2項第2号関係）」を「（第7条第2項第2号関係）」に改める。

別記様式第7号中「（第6条第2項第3号関係）」を「（第7条第2項第3号関係）」に改める。

別記様式第8号中「（第6条第2項第4号関係）」を「（第7条第2項第4号関係）」に改める。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第9条第2項関係）

草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免申請書

教育・保育給付認定 子ども氏名											
個人番号											
生年月日	年	月	日	施設名							
年 度	年 度	実 施 年 月 日	年 月 日								
減免を必要とする 期間											
現在の利用者負担額	月額	円									
減免を申請する 理由											
上記のとおり、施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額を減免されたく申請します。											
年 月 日											
保護者 住 所											
氏 名 印											
草津市長 宛											

申請する子どもの同居者（申請子どもを除く。）

(ふりがな) 氏名	申請する子ども との続柄	生年月日
		年 月 日
個人番号		
		年 月 日
個人番号		
		年 月 日
個人番号		
		年 月 日
個人番号		
		年 月 日
個人番号		
		年 月 日

同一世帯の市町村民税の課税台帳を閲覧することについて同意します。
年 月 日
保護者氏名 _____

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第9条第2項第1号関係）

収入・資産申告書

草津市長 宛

申請人 住所 年 月 日
氏名 印
電話番号

現在の私の収入、資産の状況は、下記のとおり相違ありません。

1.世帯の状況

氏名	続柄	年齢	扶養 状況	勤務先等	前年度合計収 入額	前年度合計所得 額
	本人					

2.収入状況

氏名	収入の種類(年金、 雇用保険等は受給 者番号等を記入)	収入額当月分 (見込額)	前3月分		
			月分	月分	月分

3.支出状況（2の収入状況の氏名欄に記載した者の各種額の合計額）

支出の種類	支出額当月分（見込額）	前3月分		
		月分	月分	月分
住民税				
社会保険料				
その他 ()				

4.資産の保有状況

種類	面積	用途	所有者	所在地
	建物			
預貯金	金額	積立先	口座番号	口座名義
有価証券	種類	額面	評価額	簿目
生命保険等	契約先	契約金	保険料	
負債	金額(円)	借り入れ先	用途	

記入上の注意

- (1) この申告書は除免申請書とともに提出ください。
- (2) 収入・預貯金等は申請人、配偶者のほかに家族の方の収入等も記入ください。
- (3) 収入は、給与の他に厚生年金、国民年金、雇用保険、傷病手当等を含みます。
※収入金額の分かる書類を添付してください。

別記様式第11号中「（第8条第2項第1号関係）」を「（第9条第2項第1号関係）」に改める。

別記様式第12号中「（第8条第2項第3号関係）」を「（第9条第2項第3号関係）」に改める。

別記様式第13号中「（第8条第3項関係）」を「（第9条第3項関係）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第6条の規定は、令和2年3月2日から適用する。

(令和2年6月10日揭示済み)

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月10日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第58号

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および

幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成27年草津市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に規定する事由のあった日の属する月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育主食給食費 前項第1号に掲げる月額に11を乗じ、195で除した額に、別に市長が定める日数を乗じて得た額
- (2) 教育副食給食費 前項第2号に掲げる月額に11を乗じ、195で除した額に、別に市長が定める日数を乗じて得た額
- (3) 保育主食給食費 前項第3号に掲げる月額を、25日を基礎として日割計算して得た額
- (4) 保育副食給食費 前項第4号に掲げる月額を、25日を基礎として日割計算して得た額

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（給食費の還付）

第5条 市長は、納付された給食費に過誤納があるときは、これを保護者に還付する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項および第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（令和2年6月10日掲示済み）

告 示

草津市告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3

第1号の規定により告示する。

令和2年6月2日

草津市長 橋 川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ドリーム薬局南草津店	草津市野路一丁目6番5号	ドリーム薬局南草津店	草津市野路一丁目6番5号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年5月1日

(令和2年6月2日揭示済み)

草津市告示第197号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月2日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ドリーム薬局南草津店	草津市野路一丁目6番5号	ドリーム薬局南草津店	草津市野路一丁目6番5号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年5月1日

(令和2年6月2日揭示済み)

草津市告示第198号

草津市就労支援事業推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年6月3日

草津市長 橋川 渉

草津市就労支援事業推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市就労支援事業推進会議設置要綱（平成19年草津市告示第247号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「商工観光労政課長」を「商工観光労政課長 人とくらしのサポートセンター所長」に改める。
別表第2中「商工観光労政課」を「商工観光労政課 人とくらしのサポートセンター」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

(令和2年6月3日揭示済み)

草津市告示第199号

公金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年6月3日

草津市長 橋 川 涉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
草津市生活サポート 利用料の収納事務	【受託者】 公益社 団法人 草津市シルバー人 材センター 【住所】 草津市志 那町2554番地1	令和2年4 月1日から 令和3年3 月31日まで
草津市生活サポート 利用料の収納事務	【受託者】 特定非 営利活動法人 宅老所心 【住所】 草津市駒 井沢町343番地	令和2年4 月1日から 令和3年3 月31日まで
草津市生活サポート 利用料の収納事務	【受託者】 企業組 合労協センター事 業団 草津地域福祉事務 所みんなの家 【住所】 草津市東 草津一丁目2番35 号	令和2年4 月1日から 令和3年3 月31日まで
草津市生活サポート 利用料の収納事務	【受託者】 特定非 営利活動法人 ユウ・アンド・ア イ 【住所】 草津市草 津町1446番地の1	令和2年4 月1日から 令和3年3 月31日まで

(令和2年6月3日掲示済み)

草津市告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関とし

て、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月3日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
はなまる薬局 南草津けやき通り店	草津市南草津三丁 目4番3-2	令和2年 6月1日

(令和2年6月3日掲示済み)

草津市告示第201号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月3日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
はなまる薬局 南草津けやき通り店	草津市南草津三丁 目4番3-2	令和2年 6月1日

(令和2年6月3日掲示済み)

草津市告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月3日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
おかだ内科 クリニック	草津市南笠東4丁目5-30	令和2年5月1日

(令和2年6月3日揭示済み)

草津市告示第203号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月3日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
おかだ内科 クリニック	草津市南笠東4丁目5-30	令和2年5月1日

(令和2年6月3日揭示済み)

草津市告示第204号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月12日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類
令和2年度 軽自動車税（種別割）納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和2年6月19日に送達があったものとみなす。

連番	氏名漢字	住所先住所	賦定年度	年次
1	橋本 博	滋賀県大津市藤巻6丁目5番1号	R2	R2
2	岩田 隆	滋賀県大津市八幡町289番地1	R2	R2
3	飯本 裕	滋賀県草津市野路東五丁目20番10-102号グレースコーポ小野山	R2	R2
4	仲村 春雄	滋賀県草津市野路東三丁目22番1-103号ブライナリ一草津	R2	R2
5	新庄 三次	滋賀県草津市下笠町1426番地	R2	R2
6	株式会社 吉川工務店	滋賀県大津市湖田1丁目26番28号吉川 在 積方	R2	R2
7	杉江 重俊	滋賀県大津市野路五丁目4番15号	R2	R2
8	長瀬 裕広	滋賀県大津市野路三丁目7番4号正田マンション 2-1号	R2	R2
9	株式会社 ポートウラン	滋賀県草津市北大塚町549番地1	R2	R2
10	FERAZ KHALID	滋賀県草津市下笠町126番地つき荘 B-3	R2	R2
11	株式会社 松山建設工業	滋賀県草津市前立東三丁目19番39号	R2	R2
12	チエンアップ	滋賀県草津市前山田町78-1番地2	R2	R2
13	株式会社 青木車輦	滋賀県草津市矢野一丁目7番25号	R2	R2
14	和田 文博	滋賀県草津市通分四丁目12番7-204号レドンタカ分	R2	R2
15	木村 政子	滋賀県草津市通分四丁目12番7-204号レドンタカ分	R2	R2
16	味真 松弘	滋賀県草津市大津町大字北岡馬字大塚3番地	R2	R2
17	高島 祐太郎	滋賀県大津市一里山3丁目1-1 ガーデンスクエア湖田505 真保政理様方	R2	R2
18	岩本 祐太郎	滋賀県大津市一里山3丁目1-1 ガーデンスクエア湖田505 真保政理様方	R2	R2
19	和田 裕	滋賀県草津市笠山二丁目4番19-201号ロータキ1	R2	R2
20	井戸田 直人	滋賀県草津市笠山二丁目4番19-201号ロータキ1	R2	R2
21	大島 真目	滋賀県草津市笠山二丁目4番27-733号グレスト草津	R2	R2
22	野上 マスジロウ	滋賀県草津市笠山二丁目4番27-733号グレスト草津	R2	R2
23	橋本 久到	滋賀県草津市笠山二丁目4番27-733号グレスト草津	R2	R2
24	橋本 久到	滋賀県草津市笠山二丁目4番27-733号グレスト草津	R2	R2
25	奥良 オスカ	滋賀県草津市笠山二丁目4番27-733号グレスト草津	R2	R2
26	ムニオス ルイス	滋賀県草津市笠山二丁目4番27-733号グレスト草津	R2	R2
27	有田 秀	滋賀県草津市笠山二丁目4番27-733号グレスト草津	R2	R2
28	正木 信大	滋賀県草津市笠山二丁目4番27-733号グレスト草津	R2	R2
29	トウシャウ	滋賀県大津市野路二丁目2番41号朝日が丘ハイヴ103	R2	R2
30	李 知毅	滋賀県大津市野路二丁目2番41号朝日が丘ハイヴ103	R2	R2
31	LIANG XIAO	滋賀県大津市野路二丁目2番41号朝日が丘ハイヴ103	R2	R2

(令和2年6月12日揭示済み)

草津市告示第205号

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年6月12日

草津市長 橋川 渉

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市国民健康保険税減免取扱要綱（平成12年草津市告示第163号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における減免の適用範囲等）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条第1項第4号の市長が特に必要であると認める者とする。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、または重篤な傷病を負った者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する者

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1000万円以下で

あること。

ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における減免割合等）

3 前項の規定により保険税の減免を行う場合の減免割合等は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合 保険税額の全額

(2) 前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）

C 主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

D 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止または失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合（D）
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

備考

1 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行うこととし、当該措置による給与収入の減少に伴う保険税

の減免は行わない。

2 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次の(1)および(2)により合計所得金額を算定する。

(1) Cの合計所得金額の算定にあたっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いる。

(2) Dの表の合計所得金額の算定にあたっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いる。

(減免の申請の特例)

4 付則第2項第1号の事由により減免を受けようとする者は、第5条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに申請書に次の各号に掲げる書類のいずれかを添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡したことを証明する書類の写し

(2) 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が重篤な傷病を負ったことを証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

5 付則第2項第2号の事由により保険税の減免を受けようとする者は、第5条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに申請書に令和2年分所得見積書(別記様式第7号)および令和2年1月から申請時までの収入、所得が確認できる書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、主たる生計維持者が事業等の廃止または失業を理由に減免を受けようとするときには、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付するものとする。

(1) 主たる生計維持者の事業等が廃止したことを証明する書類の写し

(2) 主たる生計維持者が失業したことを証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

6 付則第2項第2号の事由により減免を受けた者は、令和3年3月31日までに主たる生計維持者の令和2年の所得額等を証明する書類の写しまたはその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(減免の取消の特例)

7 市長は、第8条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用開始日に遡及して

減免の適用を取り消すものとする。

(1) 令和3年3月31日までに前項に規定する書類を提出しない場合

(2) 付則第2項の事由に該当しないことが判明した場合

別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号(別表関係)

令和2年分所得見積書
(新型コロナウイルス感染症の影響による収入等申告書)

年 月 日

草津市長 宛

主たる生計維持者 住所
氏名 印

令和2年分所得見積額は、下記のとおりです。

種別	収入額(税込) (A)	収入減少により補填された 保険金・損害賠償金の額 (B)	補填後の収入額 (A+B)
営業等	円	円	円
農業	円	円	円
不動産	円	円	円
山林	円	円	円
給与	円	円	円
雑	円	円	円
その他	円	円	円
合計	円	円	円

事業等の廃止・失業の場合は該当する方を○で囲んでください。	事業等の廃止 ・ 失業
-------------------------------	-------------

【留意事項】
本見積書の内容を審査するにあたって必要があるときは、官公署、銀行、雇用主またはその他の関係人等に報告を求める場合があります。

付 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行し、改正後の付則第2項の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払月)が定められている国民健康保険税の減免について適用する。

(令和2年6月12日揭示済み)

草津市告示第206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第

55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年6月12日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
いしはら歯科 クリニック	草津市追分一丁目 4番25-3号	令和2年4月30日

(令和2年6月12日掲示済み)

草津市告示第207号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年6月12日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
いしはら歯科 クリニック	草津市追分一丁目 4番25-3号	令和2年4月30日

(令和2年6月12日掲示済み)

草津市告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月12日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人 いしはら歯科 クリニック	草津市追分一丁目 4番25-3号	令和2年5月1日

(令和2年6月12日掲示済み)

草津市告示第209号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年6月12日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人 いしはら歯科 クリニック	草津市追分一丁目 4番25-3号	令和2年5月1日

(令和2年6月12日掲示済み)

草津市告示第210号

草津市住民交流啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年6月15日

草津市長 橋 川 渉

草津市住民交流啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市住民交流啓発事業等補助金交付要綱（平成

26年草津市告示第169号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条第 2 項関係)

補助対象経費		補助率	
科目	内容	教育・啓発事業および合同住民交流事業	住民交流事業
報償費	講師謝礼等	10/10	5/10
旅費	研修・視察等に必要 な交通費等 (草津市職員等の旅 費に関する条例およ び規則に準ずる料 金を上限とする。)	10/10	5/10
消耗品費	事務事業用消耗品等	10/10	5/10
燃料費	各事業用ガス代等	10/10	5/10
食糧費	会議等での湯茶代に 限る。	10/10	5/10
印刷製本費	啓発チラシ作成代等	10/10	5/10
通信運搬費	郵便代等	10/10	5/10
手数料	物品購入等にかかる 振込手数料等	10/10	5/10
保険料	行事等傷害保険等	10/10	5/10
使用料および賃借料	バス、物品(行事器 材等)等の借上料等	10/10	5/10
通行料	有料道路通行料金	10/10	5/10
駐車料	駐車料金等	10/10	5/10
原材料費	交流事業等の材料費 等	10/10	5/10
負担金	研修等に必要な参加 料、資料代、施設入 場料等	10/10	5/10

付 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

(令和 2 年 6 月 15 日 掲 示 済 み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和 2 年 6 月 3 日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市渋川一丁目3番4号 積水ハウス株式会社 滋賀支店 支店長 森上 和昌	草津市平井五丁目字南九王14 番1 外1筆	2,062.34㎡	令和2.6.3	1482

(令和2年6月3日掲示済み)

公 告

草津グリーンスタジアムスコアボード改修工事（設計・施工）プロポーザルを次のとおり実施する。
令和2年6月10日

草津市長 橋 川 涉

記

1 実施概要

- (1) 工事名
草津グリーンスタジアムスコアボード改修工事（設計・施工）
- (2) 発注方式
スコアボード等の実施設計および施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。
- (3) 契約方式
本工事は、プロポーザル参加者より提案を受けた上で評価を行い、工事受注候補者を決定する。契約は、工事受注候補者と市が指定する契約書により随意契約（地方自治法施工令第167条の2）を行う。
- (4) 工事概要
 - ① 既設スコアボードの撤去・処分 1式
 - ② 新設スコアボード等の設置 1式
 - ③ 電気設備 1式
 - ④ 外部塗装 1式
- (5) 工事場所
滋賀県草津市下笠町
- (6) 工期
契約締結日から令和3年3月26日（金）まで
- (7) 契約上限額

150,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

※(4)に係る設計、製品、搬入、組立、据付等の全てを含む。

※提案見積金額が契約上限額を超えた場合は失格とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(5) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税および草津市税を滞納していない者であること。

(6) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき登録されている者であること。

(7) 建設業法（昭和24年法第100号）第3条第1項の規定による国土交通大臣若しくは滋賀県知事による建設業の許可を受け、同法第27条の23に規定する直近の経営事項審査において、経営規模等評価結果通知書の「電気」の総合評価値が700点を超える者。

(8) 過去10年間に屋外野球場の大型映像装置（発光ダイオードLEDなどを用いて情報を発信するための装置）の製作および設置工事の完了実績（以下、「工事実績」）を有する者。（公共機関から発注された工事を元請し、平成22年4月1日から公告日の前日までに竣工した工事が工事実績として該当する。）なお、複数の企業での施工を希望する場合は、構成員のうちいずれかの工事実績や、下請等の技術協力をおこなう製作または施工業者の工事実績を含むものとする。（契約書および完了確認書類の写しの提出を求める。）

(9) 工事を施工するにあたり、これに必要な技術者（1級電気工事施工管理技士、第1種電気工事士又は技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（電気電子部門又は総合管理部門（電気電

子部門の各項目）をいう。）を配置できること。

3 実施要領等の配布場所

市ホームページからのダウンロードによる配布。
http://www.city.kusatsu.shiga.jp/

4 問合せ先

草津市役所建設部公園緑地課整備係(担当：井上)
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
TEL：077-561-6963
FAX：077-561-2487
E-mail：koen@city.kusatsu.lg.jp

(令和2年6月10日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年6月12日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市平井四丁目1番31-101号 メゾン七ノ坪 大西 均、清水 愛花	草津市山寺町字北谷233番12	258.81㎡	令和2.6.12	1483

(令和2年6月12日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第23号

令和2年6月1日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が草津市選挙管理委員会委員長に就任した。

令和2年6月4日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

氏名	生年月日	住所
馬場 敏一	昭和22年6月9日	草津市御倉町584番地3

(令和2年6月4日揭示済み)

草選委告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を草津市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定する。

令和2年6月4日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一
草津市選挙管理委員会委員長職務代理者
氏名 中 島 直 樹

(令和2年6月4日揭示済み)

草選委告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和2年6月1日現在において、次のとおりである。

令和2年6月4日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

50分の1の数	2,168人
6分の1の数	18,062人
3分の1の数	36,124人

(令和2年6月4日揭示済み)

草選委告示第26号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までにあった公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項および第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、同法第28条の4第7項

の規定により公表する。

令和2年6月4日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの選挙人名簿の閲覧の状況

別紙のとおり

(令和2年6月4日揭示済み)

草選委告示第27号

令和2年2月23日執行の草津市長選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づく、同法第189条第1項の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収入および支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年6月4日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

(令和2年6月4日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和2年6月4日

草津市監査委員 平井 文雄
草津市監査委員 山元 宏和

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	第四保育所 笠縫幼稚園 山田こども園 志津こども園
教育委員会事務局	玉川小学校 老上西小学校 草津小学校 笠縫東小学校 志津小学校 草津中学校 新堂中学校

(2) 監査の時期 令和2年4月21日から令和2年5月15日まで

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 指摘

●監査対象：第四保育所

- ① 保育施設徴収金等の取扱いについて
- ア. 収入・支出伝票、金銭出納簿の作成方法を改善されたい。
 - イ. 各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認が毎月実施されておらず、会計決算書の作成と監査、保護者への報告ならびに責任者（所長）による職員研修が実施されていなかったため、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックならびに草津市準公金取扱要領に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：笠縫幼稚園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いについて、金銭出納簿の未作成の会計が1会計あり、他の会計では金銭出納簿と通帳の残高確認が毎月実施されず、会計監査がされていないため、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックならびに草津市準公金取扱要領に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：山田こども園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認が毎月実施されておらず、会計決算書の作成と監査、保護者への報告ならびに責任者（園長）による職員研修が実施されていないため、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックならびに草津市準公金取扱要領に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：志津こども園

- ① 保育施設徴収金等の取扱いについて、通帳と印鑑が別の場所に保管されておらず、会計決算書の監査ならびに保護者への報告（一部の会計）が実施されていないため、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックならびに草津市準公金取扱要領に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：玉川小学校

特になし

●監査対象：老上西小学校

特になし

●監査対象：草津小学校

特になし

●監査対象：笠縫東小学校

- ① 学校徴収金等の取扱いについて
ア. 同窓会の会計は、学校徴収金等に関する取扱ハンドブック（平成31年1月改訂版 草津市教育委員会）に則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

イ. 卒業積立金会計で購入された寄附物品が備品登録されていなかったため、早急に備品登録事務をされたい。

② その他

警察への緊急通報装置は、動作確認とあわせて年1回通報訓練を実施されたい。

●監査対象：志津小学校

特になし

●監査対象：草津中学校

① 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

ア. 理科準備室において、不要薬品は早急に整理し適切に処理され、薬品管理台帳による出納記録と校長等の定期的な確認を実施されたい。

イ. サッカーゴールを使用する時は、ゴールウエイト（土のう袋等で対応可）で転倒防止策を講じられたい。

② 学校徴収金等の取扱いについて

各会計の監査は、学校徴収金等に関する取扱ハンドブック（平成31年1月改訂版 草津市教育委員会）に基づき定められた担当者が実施されたい。

③ その他

警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

●監査対象：新堂中学校

① 学校徴収金等の取扱いについて

各会計の監査ならびに支出調書の事務手続きは、学校徴収金等に関する取扱ハンドブック（平成31年1月改訂版 草津市教育委員会）に基づき適正に実施されたい。

② その他

ア. 警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

イ. ホームページは、最新の情報を掲載されたい。

（令和2年6月4日揭示済み）

訂 正

令和2年4月15日発行の草津市公報第7号の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

50ページ、草津市税規則の一部を改正する規則中「令和元年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

98ページ、草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱中「第5条を次のように改める。」を削る。

121ページ、草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱中付則の次に次の3様式を加える。

様式第1号 (第3条関係)

草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書

草津市長 宛

申請者 住 所

氏 名 姓 名

保険加入対象者との続柄 ()

電話番号

下記の者について、草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険に、次のとおり加入申請します。

【保険加入対象者】

ふりがな氏名	
性 別	男 ・ 女
住 所	草津市
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	
草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録番号	草津一
特 記 事 項	

【保険加入同意確認】

保険の加入にあたり、下記の事項について同意します。

- 対象要件および変更申請内容確認のために必要がある住民基本台帳の情報ならびに要介護認定または要支援認定に係る調査結果ならびに介護認定審査会による判定結果および意見ならびに主幹医意見書の内容または基本チェックリストの結果について市が確認すること。
- 保険の対象者となることに必要な個人情報 (氏名・性別・住所・生年月日・電話番号)、保険金の請求に係る事故の状況等に関する情報について、保険会社と草津市が共有すること。

【対象者の署名または記名押印】

年 月 日

【代筆者の署名または記名押印】

(続 柄)

※対象者本人が記入できない場合、家族等が対象者氏名を代筆し、代筆者の氏名および対象者との続柄を記入してください。

市記入欄

見守りネットワーク登録 (済・未) 住民基本台帳 (有・無)

様式第2号 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

印

草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請結果通知書

年 月 日付で申請のあった草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険について、下記のとおり決定したので草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱第4条の規定により通知します。

記

1 加入を認める

【登録対象者】

保険の始期	年 月 日 時 から
氏 名	
性 別	男 ・ 女
住 所	
生 年 月 日	年 月 日
特 記 事 項	

2 加入を認めない

理 由	
-----	--

様式第3号 (第6条関係)

草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険変更、廃止届

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所

氏 名 姓 名

被保険者との続柄 ()

電話番号

私は、次のとおり申請内容の変更、保険の廃止を届け出ます。

届 出 区 分	①申請内容の変更 ・ ②保険の廃止
---------	-------------------

【被保険者名】

ふりがな氏名	
性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日

①【申請内容変更】申請内容の変更があった場合のみ記入

ふりがな氏名	
住 所	草津市
電 話 番 号	
特 記 事 項	

②【保険の廃止】保険を廃止する場合のみ記入

廃 止 理 由	<input type="checkbox"/> 草津市認知症高齢者等見守りネットワークの登録を取り消した <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

